



ボランティア清掃活動を支援します

廃棄物対策課 ☎382-7609 📠382-2214 ✉haikibutsutaisaku@city.suzuka.lg.jp

マスコットキャラクター「クリン」
鈴鹿市不法投棄対策連絡会議

本市では、きれいなまちを維持するとともに、清掃活動の輪を広げるため、ボランティア清掃活動を実施する団体を支援していますので、ぜひご活用ください。

ボランティア清掃活動の支援って？

自治会などの地縁団体による活動だけでなく、学校関係や各種団体・企業の社会貢献活動を目的としたボランティア清掃活動を支援しています。

対象活動 市道を主とした市管理地を清掃するボランティア活動

支援内容 専用ごみ袋の配布と清掃後のごみ回収

申込み ボランティア清掃を実施する1週間前までに、「ボランティア清掃に伴う回収依頼書」と「回収場所の地図」を廃棄物対策課または地区市民センターへ

※回収依頼書は、廃棄物対策課または地区市民センターで入手できます。電子メールでの送付をご希望の方は、廃棄物対策課へご連絡ください。



専用ごみ袋



⚠️ ご注意ください

- 事業活動に伴うごみは、自らの責任で処理をお願いします。
- 専用ごみ袋は、ボランティア清掃活動以外には使用できません。
- 清掃後のごみの回収は、原則月曜日に行います。なお、申し込み多数の場合は、火曜日以降になる場合があります。
- 回収場所は、ごみ収集車が容易に進入できる場所にしてください。
- ごみは「可燃物」と「不燃物」に分けてください。きちんと分別がされていないごみは、回収できません。

※有害ごみ・スプレー缶・ガスボンベ・ライターなどは、別の袋へ入れてください。

※粗大ごみは別に置いてください。

※草木などはそのままでは回収ができませんので、必ずごみ袋へ入れてください。

※家電4品目(テレビなど)やタイヤなど、市の処理場で処分できないごみは回収できません。発見した場合は、そのままの状態、投棄場所・数量などを後日廃棄物対策課へご連絡ください。

新型コロナウイルス感染防止策をしっかりと

清掃活動の実施に当たっては、マスクと手袋を着用する、ごみに直接触らない、ごみ袋の口をしっかりしぼる、終わった後や休憩時には手洗い・手指消毒をするなど、感染防止策の徹底をお願いします。また、活動実施の判断は、三重県から出される「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』」などにに基づき、適切に判断してください。

生ごみ処理機(器)の購入費を助成しています

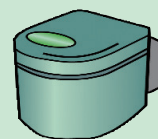
生ごみは、堆肥としてリサイクルできます。本市では、生ごみ処理機(器)の購入費の一部を助成していますので、ぜひご活用ください。

対象 市内在住の方

対象機器 生ごみ処理容器など(家庭用のみ)

補助金額 購入金額の1/2(限度額1万5,000円)

申込み 購入した年度内に申請書、請求書、領収書(レシート不可)を持って、廃棄物対策課(市役所本館4階)または地区市民センターへ



※申請書や請求書は、廃棄物対策課、地区市民センターまたは市ホームページで入手できます。

広報すずか6月5日号特集5ページの「環境クロスワードパズル」の答えは、「クールチョイス」でした。